

我孫子市監査基準の策定について

1 監査基準策定の理由と公表について

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、全ての地方公共団体の監査委員は、監査基準を定め、公表し、同基準に従った監査等を実施することが新たに義務付けられた。このため、令和2年3月27日、我孫子市監査委員は「我孫子市監査基準」を策定し、同年4月1日我孫子市監査委員告示3号により公表した。

2 監査基準の概要と特徴

(1) 総則（第1条～第4条）

- ・規範性（第2条）
- ・監査等の目的（第3条）

(2) 一般基準（第5条～第8条）

- ・専門性（第7条）
- ・質の管理（第8条）

(3) 実施基準（第9条～第15条）

- ・監査計画（第9条）
- ・リスクの識別と対応（第10条）
- ・内部統制に依拠した監査等（第11条）
- ・各種の監査等の有機的な連携及び調整（第14条）
- ・監査専門委員との連携（第15条）

(4) 報告基準（第16条～第20条）

- ・監査等の結果に関する報告等の作成及び提出（第16条）
- ・措置状況の公表等（第20条）

3 基準の効果

今後の監査等において一定の水準が確保できるとともに、監査結果の比較可能性や客観的な評価に期待できることから、市政に対する住民の信頼向上につながるものと考えられる。

4 施行期日

上記法律の施行日である令和2年4月1日から施行する。

5 その他

当該基準の運用に応じた市独自の「実施要領」の策定については、令和2年度以降に予定している。